
F O O 1. 食品等輸入届出事項登録

業務コード	業務名
I F A	食品等輸入届出事項登録

1. 業務概要

システムにより行う「食品等輸入届出（IFC）」業務に先立ち、インボイス等の書類に基づき食品等輸入届出の情報を登録する業務である。

登録した食品等輸入届出事項は任意に訂正することができる。

また、事前届出制度に基づく届出を行う場合は、事前届出の旨を併せて登録することにより行うことができる。

2. 入力者

全利用者（税関、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）

3. 制限事項

入力欄数が7欄以下であること。

4. 入力条件

（1）入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

（2）入力項目チェック

（A）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（B）項目間関連チェック

（a）輸入者符号、輸入者名、輸入者住所

①輸入者符号が無符号輸入者の符号の場合は、輸入者名欄及び輸入者住所（都道府県名、市区町村（行政区名）、町域名・番地）欄に入力があること。

②輸入者住所（都道府県名、市区町村（行政区名）、町域名・番地、ビル名ほか）のいずれかに入力がされている場合は、輸入者住所（都道府県名、市区町村（行政区名）、町域名・番地）に入力がされていること。

（b）生産国または製造国、製造者

生産国または製造国欄、または製造者欄のいずれかまたは両方に入力があること。

（c）B／L番号（共通管理番号関連処理のリンクを行う場合）

B／L番号欄に入力があること。

（d）貨物の記号、B／L番号（共通管理番号関連処理のリンクを行わない場合）

貨物の記号欄及びB／L番号欄のいずれかまたは両方に入力があること。

（e）届出種別、事故の有無

届出種別が事前届出以外の場合は、事故の有無欄に入力があること。

（f）登録制度適用番号（品目）、原材料または材質コード

登録制度適用番号（品目）が入力され、品目が器具、容器包装、おもちゃの場合は、原材料または材質コードに「XXX」以外が入力されていないこと。または、それ以外の品目の場合は「YYY」以外が入力されていないこと。

（g）登録制度適用番号（品目）、添加物または成分コード

登録制度適用番号（品目）が入力されている場合は、添加物または成分コードに「YYYYYYYY」以外が入力されていないこと。

（h）原材料または材質コード、原材料または材質名

原材料または材質コードに「ZXX」または「ZYX」が入力されている場合は、原材料または材質名が入力されていること。または、それ以外の原材料または材質コードが入力された場合は、原材料または材質名が入力されていないこと。

(i) 製造または加工の方法コード、製造または加工の方法名

製造または加工の方法コードに「ZOO」が入力されている場合は、製造または加工の方法名が入力されていること。または、それ以外の製造または加工の方法コードが入力されている場合は、製造または加工の方法名が入力されていないこと。

(3) DB関連チェック

(A) 利用者

①「利用者DB」に登録されている利用者であること。

②税関、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関以外の利用者であること。

(B) 届出受付番号（輸入届出事項の訂正の場合）

①届出されていないこと。

②無効でないこと。

(C) 届出種別

「届出種別DB」に登録されていること。

(D) 輸入者符号

無符号輸入者以外の場合は、「国内用輸出入者DB」または「法人番号管理DB」に登録されている輸入者符号または法人番号であること。

(E) 輸入者符号、B/L番号（共通管理番号関連処理のリンクを行う場合）

輸入届出事項の訂正の場合は、登録されている輸入者符号及びB/L番号と一致していること。

（共通管理番号関連処理のリンクを行っている場合は、輸入者符号とB/L番号の変更は行えない。）

(F) 衛生管理者

「衛生管理者DB」に登録されていること。

(G) 生産国または製造国

「国DB」に登録されていること。

(H) 製造者

①「製造者DB」に登録されていること。

②入力された製造者コードが無符号（バスケット・コード）の場合は、製造者名欄及び製造者住所欄に入力があること。

(I) 製造所

①「製造者DB」に登録されていること。

②入力された製造所コードが無符号（バスケット・コード）の場合は、製造所名欄及び製造所住所欄に入力があること。

(J) 輸出者

①「輸入食品監視支援業務用輸出者DB」に登録されていること。

②品目コードが未加工品かつ無符号輸出者の場合は、輸出者名欄及び輸出者住所欄に入力があること。

(K) 包装者

①「包装者DB」に登録されていること。

②入力された包装者コードが無符号（バスケット・コード）の場合は、包装者名欄及び包装者住所欄に入力があること。

③品目が未加工品であり、かつ包装コードが「包装有り」のコードである場合は、包装者欄に入力があること。

④品目が未加工品であり、かつ積込個数単位が包装有りに該当する場合は、包装者欄に入力があること。

(L) 積込港

①「都市DB」に登録されていること。

②入力された国連LOCODEが無符号（バスケット・コード）の場合は、積込港名欄に入力があること。

(M) 積卸港

①「都市DB」に登録されていること。

②入力された国連LOCODEが無符号（バスケット・コード）の場合は、積卸港名欄に入力があること。

(N) 保管場所

①「保税地域DB」に登録されていること。

②入力された保税地域コードが無符号（バスケット・コード）の場合は、保管場所名欄に入力があること。

③輸入届出事項の訂正の場合は、保管場所により定められた届出先検疫所が登録されているものと同一であること。

(O) 積込年月日、到着年月日、搬入年月日

積込年月日≤到着年月日≤搬入年月日であること。

(P) 品目コード

①「輸入食品監視支援業務用品目DB」に登録されていること。

②複数欄の入力がある場合は、未加工品と加工品の混在がないこと。

③製造者コードまたは製造所コードの入力がある場合は、製造者区分※3の設定値が一致していること。

④品目の分類区分により以下のチェックを行う。

品目の分類区分				生産国 または 製造国	製造者 加工者	製造所	原材料 または材質		製造 または 加工 の方法	輸出者 ※2
食 品	畜産	未加工品	A				原材料	材 質		
		加 工 品	B	※1	必須	必須	必須	不可	必須	
水産	未加工品	C	必須					不可		必須
	加 工 品	D	※1	必須	必須	必須	必須	不可	必須	
農産	未加工品	E	必須					不可		必須
	加 工 品	F	※1	必須	必須	必須	必須	不可	必須	
その他の		G	※1	必須	必須	必須	必須	不可	必須	
飲料		H	※1	必須	必須	必須	必須	不可	必須	
添加物			I	※1	必須	必須		不可		
器 具			J	※1	必須	必須	不可	必須		
容器包装			K	※1	必須	必須	不可	必須		
おもちゃ			L	※1	必須	必須	不可	必須		

※1 生産国または製造国コードが入力されている場合は、製造所コードの国コード（上2桁）と同じ

であること。

(生産国または製造国コードが入力されていない場合は、製造所コードの上2桁を充当する。)

※2 無符号輸出者の場合は、4. (3) (J) を参照すること。

※3 製造者区分とは、食肉及び食肉製品以外の製造者と食肉及び食肉製品の製造者を判別する区分である。

(Q) 用途

「用途DB」に登録されていること。

(R) 包装の種類

- ① 「原材料・材質DB」に登録されていること。
- ② 原材料・材質区分が材質のコードであること。
- ③ 品目が未加工品であり、かつ複数欄の入力がある場合は、包装無しと包装有りの混在がないこと。

(S) 積込個数単位

- ① 「個数単位DB」に登録されていること。
- ② 品目が未加工品であり、かつ複数欄の入力がある場合は、包装有りの積込個数単位と、包装無しの積込個数単位の混在がないこと。

(T) 積込重量

入力の形式が整数部分は8桁以内、小数点以下は2桁であること。

(U) 登録制度適用番号

(a) 輸入食品等事前確認制度

<A> 「登録制度適用番号DB」に当該番号が登録されていること。

 当該番号の登録内容と以下の入力項目が一致していること。

- ① 品目コード
- ② 製造者コード
- ③ 製造所コード

(b) 品目登録制度

<A> 「登録制度適用番号DB」に当該番号が登録されていること。

 当該番号の登録内容と以下の入力項目が一致していること。

- ① 品目コード
- ② 製造者コード
- ③ 製造所コード
- ④ 輸入者符号

(c) 安全情報登録制度

<A> 「登録制度適用番号DB」に当該番号が登録されていること。

 当該番号の登録内容と以下の入力項目が一致していること。

- ① 品目コード
- ② 製造者コード
- ③ 製造所コード
- ④ 輸入者符号

(V) 原材料または材質

「原材料・材質DB」に当該番号が登録されていること。

(W) 添加物・成分

「添加物・成分DB」に当該番号が登録されていること。

(X) 製造または加工の方法コード

「製造・加工方法DB」に当該番号が登録されていること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000000000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「0000000000000000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 届出受付番号の払出し処理

食品等輸入届出事項の登録の場合は、届出受付番号をシステムで自動付与する。

入力された保管場所コード(全5桁)または、入力された保管場所コードの先頭から2桁のコード(税関・官署コード)に対応した届出先検疫所コードを「検疫所・税関官署変換DB」の項目「検疫所コード」から取得し、届出受付番号の1桁目から2桁目に設定する。

なお、「検疫所・税関官署変換DB」に、入力された保管場所コード及び入力された保管場所コードの先頭2桁のコード(税関・官署コード)の双方が存在する場合は、保管場所コードに対応する検疫所コードを優先して届出先検疫所コードに設定する。

東京検疫所(検疫所コード:24)の場合は、届出受付番号の3桁目に「2」を設定し、東京検疫所以外の検疫所の場合は「0」を設定する。ただし、2025年3月31日までは、東京検疫所の場合も「0」となる。

また、届出先検疫所コードに対する「届出通番」を届出受付番号の4桁目から10桁目に設定する。同時に、枝番に「0」を設定する。

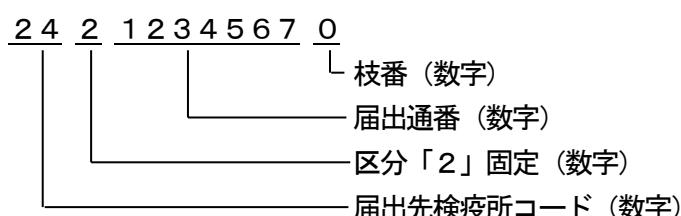
(例) 検疫所・税関官署変換DBに以下設定がされている場合

- ①保管場所が「3E」の場合の届出先検疫所コードは「65」
- ②保管場所が「3EWO1」の場合の届出先検疫所コードは「67」

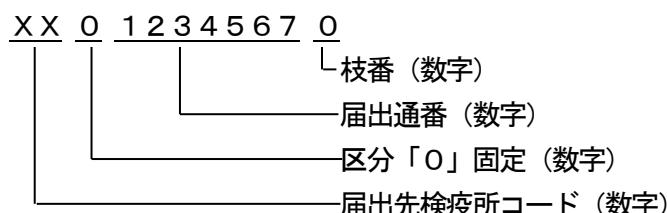
税関・官署コード	検疫所コード
3E	65 (神戸検疫所衛生・食品監視課)
3EWO1	67 (神戸検疫所食品監視第二課)

付与される届出受付番号の体系は、以下の通りである。

・東京検疫所の場合



・東京検疫所以外の検疫所の場合



(3) 共通管理番号関連処理

共通管理番号関連リンクの場合は、以下の処理を行う。

(A) 共通管理番号管理処理

オンライン業務共通設計書の別紙D 1 O 「共通管理番号関連機能」の「共通管理番号管理処理」を参照。

(B) 輸入申告等情報への登録処理

オンライン業務共通設計書の別紙D 1 O 「共通管理番号関連機能」の「輸入申告等情報への登録処理」を参照。

(4) 食品等輸入届出DB処理

(A) 食品等輸入届出事項の登録の場合

入力項目及び処理結果を「食品等輸入届出DB」に新規登録する。

(B) 食品等輸入届出事項の訂正の場合

入力項目及び処理結果を、登録されている「食品等輸入届出DB」に更新する。

(5) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

(A) 国内用輸出入者DB処理

入力された輸入者符号により「国内用輸出入者DB」に登録されている輸入者名及び輸入者住所を出力する。

(B) 製造者DB処理

①入力された製造者コードにより「製造者DB」に登録されている製造者名及び製造者住所を出力する。

②入力された製造所コードにより「製造者DB」に登録されている製造所名及び製造所住所を出力する。

(C) 輸入食品監視支援業務用輸出者DB処理

入力された輸出者コードにより「輸入食品監視支援業務用輸出者DB」に登録されている輸出者名及び輸出者住所を出力する。

(D) 包装者DB処理

入力された包装者コードにより「包装者DB」に登録されている包装者名及び包装者住所を出力する。

(E) 国DB処理

入力された積込港コード及び積卸港コードにより「国DB」に登録されている積込港名及び積卸港名をそれぞれ出力する。

(F) 保税地域DB処理

入力された保税地域コードにより「保税地域DB」に登録されている保管場所を出力する。

(G) 利用者DB処理

入力された利用者コードにより「利用者DB」に登録されている利用者名を出力する。

(H) 輸入食品監視支援業務用品目DB処理

入力された品目コードにより「輸入食品監視支援業務用品目DB」に登録されている品目名を出力する。

(I) 原材料・材質DB処理

①入力された原材料コードにより「原材料・材質DB」に登録されている原材料名を出力する。

②入力された材質コードにより「原材料・材質DB」に登録されている材質名を出力する。

(J) 添加物・成分DB処理

①入力された添加物コードにより「添加物・成分DB」に登録されている添加物名を出力する。

②入力された成分コードにより「添加物・成分DB」に登録されている成分名を出力する。

(K) 製造・加工方法DB処理

入力された製造・加工方法コードにより「製造・加工方法DB」に登録されている製造または加

工の方法を出力する。

(6) 食品等輸入届出の自動起動情報の解除処理

I F C 業務により食品等輸入届出を自動起動する旨が登録され、当該届出が自動起動する前に本業務で訂正が行われた場合は、食品等輸入届出を自動起動する旨の登録を解除し、改めて入力が行われない限り、食品等輸入届出の自動起動は処理されないこととする。

(7) 注意喚起メッセージ出力処理

注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。主たる例示を以下に示す。なお、条件に合致したものをお①から順に出力する。

- ①入力されたB/L番号またはAWB番号が、「海上貨物DB」または「航空輸入貨物DB」に存在しない場合。
- ②生産国に入力があり、製造者コード、製造所コード、輸出者コード、包装者コードのどれかに入力がある場合、生産国の入力値と入力がある各コードの先頭2桁を比較し、異なっている場合。(製造所コードの補完も含む)
- ③入力された積込港コード、積卸港コード、保管場所コードが無符号(バケット・コード)以外で積込港名、積卸港名、保管場所名が入力されている場合。
- ④入力された継続輸入表示が継続(C)または更新(U)かつ、届出実績番号および届出実績欄番号が入力されていない場合。
- ⑤入力された登録制度適用番号(品目)に対応した「有効期間終了年月日」と「システム年月日」を比較し、「有効期間終了年月日」が60日以内の場合。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
食品等輸入届出事項登録応答情報	なし	入力者
食品等輸入届出事項登録入力控情報	「控出力要求」欄に「Y」が入力された場合	入力者
食品等輸入届出事項登録入力控別紙情報	「控出力要求」欄に「Y」が入力された場合、かつ、原材料・材質、または添加物・成分に16件以上の登録がある欄が存在する場合	入力者

7. 特記事項

特になし。